

青森県報

第三千八百八号

平成二十六年
二月十九日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定.....	(健康福祉課).....	一
右.....	(同).....	二
右.....	(同).....	二
右.....	(同).....	二
右.....	(同).....	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定.....	(障害福祉課).....	三
保安林の指定施業要件の変更.....	(林政課).....	四
公共測量の終了.....	(監理課).....	四
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課).....	五
右.....	(同).....	五
出先機関.....		
土地改良区の定款変更の認可.....	(中南地域).....	五
土地改良事業計画変更の認可.....	(同).....	六
土地改良区の役員の退任.....	(三八地域).....	六

告

示

青森県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
アマカレ株式会社	弘前市大字馬屋町九の六	通所介護	あゆみデザインサービスセンター	弘前市大字馬屋町九の七	平成二三年三・一
株式会社フアミリーケアサポート	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	"	ステイアミリビ	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	三・一・六
株式会社フアイマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目二の二	居宅療養管理指導	スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	三・三・六
"	"	"	スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	"
"	"	"	スマイル薬局五所川原二号店	五所川原市字一ツ谷五〇七の六	"
"	"	"	しみまち薬局	むつ市新町一〇の二五号室	"
株式会社小田島アクティ	岩手県花巻市東町一の一五	福祉用具貸与	株式会社小田島アクティ	八戸市大字白銀の町一	三・二・一
社会福祉法人信和会	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目五の六	訪問介護	訪問介護センターひまわり	八戸市江陽二丁目一三の三六	三・三・一

名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局 田向店	八戸市大字田向字毘沙門平三二の一	平成六・二・一
きづくり調剤薬局	つがる市木造千年七の一	"
ひろた調剤薬局	五所川原市みどり町四丁目二七の二	"
青い森こどもアレ ルギークリニックス	上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一〇 九	二六・二・四
あおいもり薬局	上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一一〇	"

青森県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十六年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二の七九五から二の七九七まで・二の八一九から二の八二一まで・二の九三九・二の九四一・二の九五〇・二の九六八・二の九六九・二の九七一・二の一〇一四・二の一〇一六（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、二の七七七、二の七八二、二の七九八から二の八〇二まで、二の八二二、二の八二八、二の八三四、二の八四〇から二の八四三まで、二の八五二、二の八五四、二の八五八、二の八六二、二の八六六、二の九二五、二の九二八、二の九三二、二の九三四、二の九三七、二の九四五、二の九四八、二の九五七、二の九六〇、二の九六三、二の一〇一一から二の一〇一三まで、二の一〇一五、二の一〇一八から二の一〇二二まで、二の二〇三三、二の二〇四三、二の二〇五一、二の二〇五五、四七の一

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二の七七七・二の七八二・二の七九六・二の八二〇から二の八二二まで・二の八二八・二の八三四・二の九五七・二の九六〇・二の一〇一三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、二の七七七から二の八〇二まで、二の八四〇から二の八四三まで、二の一〇一六、二の一〇一八から二の二〇二二まで、二の二〇三三、二の二〇四三、二の二〇五一、二の二〇五五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）

三 測量の期間

平成二十五年六月十五日から同年十一月二十九日まで

四 測量の地域

国道一〇一号(浪岡五所川原道路)

青森市浪岡大字徳才子(五所川原市大字金山地内)

青森県告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十六年二月十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

むつ市

二 都市計画事業の種類

むつ都市計画下水道事業(むつ市公共下水道大畑処理区)

三 事業施行期間

平成十一年七月十四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十七年三月十一日青森県告示第百六十四号)の事業地から変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十七年三月十一日青森県告示第百六十四号)の事業地のうち、むつ市大畑町水木沢、上野、中島及び新町地内において事業地を変更する。

青森県告示第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、鱈ヶ沢都

市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十六年二月十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

鱈ヶ沢町

二 都市計画事業の種類

鱈ヶ沢都市計画下水道事業(鱈ヶ沢町公共下水道)

三 事業施行期間

平成八年一月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十九年三月二十六日青森県告示第百二十一号)の事業地から変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十九年三月二十六日青森県告示第百二十一号)の事業地のうち、鱈ヶ沢町大字舞戸町字北禿地内において事業地を変更する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、杭止堰土地改良区の定款の変更を平成二十六年二月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年二月十九日

中南地域県民局長 高原 至 智

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、杭止堰土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年二月七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十六年二月十九日

中南地域県民局長 高原 至 智

事業名 維持管理

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年二月十九日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	前川原 實	八戸市南郷区大字島守字沢代二四	平成六・一・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭